

北海道大学大学院農学研究院生物組織構造解析センター利用細則

〔平成22年6月22日
研究院長裁定〕

(目的)

第1条 この細則は、北海道大学大学院農学研究院生物組織構造解析センター（以下「本センター」という。）利用規約第4条、第5条及び第6条に基づき、本センターの利用申請の具体的な手続き、利用方法及び利用料等の支払い手続きを定めることを目的とする。

2 本センターを利用し、又は利用しようとする者は、この細則を遵守しなければならない。

(利用の申請と承認)

第2条 本センターを利用しようとする者は、「利用申請書」（様式1）を、本センター職員に提出し、本センター運営専門委員会委員長（以下「委員長」という。）から利用の承認を受けなければならない。

2 本センターを学生実験で利用しようとする者は、学生実験を実施する度に「利用申請書」（様式2）を、本センター職員に提出し、委員長から利用の承認を受けなければならない。

(利用期間と利用更新)

第3条 委員長から利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用申請が承認されてから当該年の年度末（3月31日）までを利用期間とする。ただし、継続して利用の申請をすることを妨げない。

2 継続利用をする場合は、前条の規定による。

(利用時間)

第4条 利用者は、本センターを時間内（平日の午前9時から午後5時までをいう。）に利用できるものとする。

2 利用規約第2条第1号に該当し、機器の操作に習熟した者は時間外（平日の午後5時から翌日の午前9時まで並びに週休日及び休日をいう。）に利用できるものとする。

3 前項にいう、「機器の操作に習熟した者」とは、当該機器担当者の判断によるものとする。

(時間外利用)

第5条 前条第2項による利用は、予め利用する旨を機器担当者へ申し出、当該実験室の鍵を借り受け利用するものとする。使用後速やかに返却しなければならない。

2 時間外利用者は、借り受けた鍵を複製、または他人に貸与してはならない。

3 時間外利用者は、利用者の責任において、部屋の消灯、戸締まり等を行わなければならない。

(利用方法)

第6条 本センターの機器を初めて利用する者、又は自ら操作することに不安な者は、当該機器

担当者から操作方法の講習を受けなければならない。

- 2 利用者は、当該機器を自ら操作できるまで、機器担当者の指導を受けなければならない。
- 3 当該機器を自ら操作できる者は、本センターのウェブサイト上の機器予約システム（以下「予約システム」という。）から予約をし、利用しなければならない。
- 4 前項の利用者は、本センターのウェブサイト上に掲載される予約システムのルールを遵守しなければならない。
- 5 第3項の「当該機器を自ら操作できる者」とは、当該機器担当者の判断によるものとする。
- 6 利用者は、機器を利用した際、利用記録簿に必要事項を必ず記入しなければならない。
- 7 利用者は、本センター内の設備、機器の故障時には、本センター職員に速やかに連絡しなければならない。
- 8 試料作製に必要な資材（以下「消耗品」という。）は、利用者自身で用意するものとするが、必要に応じて本センター所有の消耗品を使用できる。
- 9 病原体、病原体感染試料等、感染の恐れのある試料の持ち込みは禁止する。
- 10 各部屋に掲示されている使用のルールを遵守する。

（登録料、機器利用料及び消耗品使用料）

第7条 利用者が所属する研究室（以下「登録研究室」という。）は、年間の登録料として20,000円を支払わなければならない。ただし、農学部・農学院・農学研究院以外の登録研究室の場合は、40,000円とする。

- 2 利用者は、本センターの機器の利用に要する費用の一部（以下「機器利用料」という。）を支払わなければならない。
- 3 機器利用料は、別表1「機器利用料金表」に基づき、基本料金に利用した時間数、または利用回数を乗じた額を支払わなければならない。
- 4 利用者は、本センター所有の消耗品を使用した時は、消耗品使用料を支払わなければならない。
- 5 消耗品使用料は、別表2「消耗品使用料料金表」に基づき、基本料金に使用した個数を乗じた額を支払わなければならない。
- 6 第3項及び第5項の基本料金は、別に定める機器利用料・消耗品使用料の料金規程による。

（登録料、機器利用料及び消耗品使用料の支払い）

第8条 登録料、機器利用料及び消耗品使用料（以下「利用料」という。）の支払いは、経費の振替により行うものとする。

- 2 利用料の支払いは、登録研究室単位に四半期毎に合算し、その代表者へ請求するものとする。

~~—（機器利用料の上限額）—~~

~~**第9条** 前条によって登録研究室が、支払う機器利用料に対して、年間（4月から翌年3月末）の機器利用料に一定の上限額を設け、上限額を超えた額の支払いを免除する。ただし、一部の機器は上限額の適用対象外（以下「上限額適用対象外の機器」という。）とする。~~

~~2 前項の上限額は300,000円と定める。~~

~~3 第1項の上限額適用対象外の機器とは、別表1「機器利用料金表」に明記（「利用料金上限額適用対象外」と表記する。）されている機器をいう。~~

(オープンファシリティ使用規程の適用)

第9条の2 農学部・農学院・農学研究院所属以外の利用者が、特定の機器を使用する場合、オープンファシリティ使用規程を適用する。

2 前項の特定の機器とは、別表1「機器利用料金表」に明記（「オープンファシリティ使用規程適用」と表記する。）されている機器をいう。

(技術支援)

第10条 利用者は、申し出により本センター職員の技術支援を受けることができる。

2 技術支援とは、試料作製の作業、機器の操作をいう。

3 技術支援を受ける場合は、「技術支援依頼書」（様式3）を本センター職員へ提出し、委員長から承認を受けなければならない。

4 技術支援の有効期限は、当該年度末とする。

5 試料作製の支援を受ける場合、別表3「受託試料作製料金表」に基づき、受託試料作製料金を支払わなければならない。支払いは、第8条に準ずる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、本センターの利用に関し必要な事項は、本センター運営専門委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この細則は、平成22年6月22日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年6月23日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から適用する。